

平成23年第2回 安堵町議会定例会会議録

(最終日)

平成23年6月16日(木) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	吉 岡 勉
理事(事業部門)	山 崎 文 生		
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	中 野 彰 宏
税務課長	喜 多 君美代	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	磯 部 あさみ	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	北 門 康 幸
会計室長	吉 村 良 昭		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 7 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について
- 日程第 2 安堵町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 3 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 4 発議第 1 号：震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書
- 日程第 5 発議第 2 号：津波対策推進法案の早期成立を求める意見書
- 日程第 6 発議第 3 号：当面の電力需給対策に関する意見書
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 10 諸般の報告

開 会 午前 10 時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

議事日程に従い、進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第 1 議案第 7 号：「平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは、議案第 7 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、一昨日 14 日午後 8 時過ぎに、東安堵地内におきまして家屋火災が発生し、被災者に怪我などはありませんでしたが、家が全焼いたしました。早急に見舞金をお渡しするために、急遽、追加議案とさせていただきました。

また、補正第 2 号の予算額をくくったのち、健康福祉課の公用車に予想外の修理が必要となりましたので、併せて補正させていただくものでございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ 50 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,645 万円といたします。

それでは詳細を補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書 7 ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 4. 福祉保健センター費におきまして
車の修理代 20 万 7 千円を増額補正。

款 8. 消防費、項 1. 消防費、目 1. 非常備消防費におきまして
火事見舞い金といたしまして 30 万円を増額補正させていただきます。

これにより歳出合計が 50 万 7 千円を増額補正でございます。

これらの財源につきまして、前のページ 6 ページをお願いいたします。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金の 50 万 7 千円を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 7 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 6 月 16 日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして補正予算書 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 号：平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）

平成 23 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,645 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 6 月 16 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続きまして 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3,803 万 3 千円、補正額 50 万 7 千円、計 3,854 万円。

歳入合計

補正前の額 29 億 3,594 万 3 千円、補正額 50 万 7 千円、計 29 億 3,645 万円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 7,533 万 6 千円、補正額 20 万 7 千円、計 4 億 7,554 万 3 千円。

款 8. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,817 万 6 千円、補正額 30 万円、計 1 億 1,847 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 29 億 3,594 万 3 千円、補正額 50 万 7 千円、計 29 億 3,645 万円。

4 ページ以降の事項別明細書につきましては、先程説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 7 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第2：「安堵町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号により、農業委員会の所掌に関する事項につき、学識経験を有する者4人以内を議会が推薦することになっております。

なお、7番、松本議員は、地方自治法 第117条の規定により除斥の対象となりますので、本審議終了まで退場を求めます。

（松本 議員 退場）

議長（森田 瞳） お諮りします。

議会推薦の農業委員は 4人とし。

胡内 郁治 君、 昭和9年4月11日生、
住所 大字東安堵 1370 番地

松本 正弘 君、 昭和9年10月5日生、
住所 大字東安堵 640 番地

井上 雄三 君、 昭和17年8月19日生、
住所 大字笠目 743 番地

山口 圭司 君、 昭和13年4月28日生、
住所 大字窪田 156 番地の 6

議長（森田 瞳） 以上の方を推薦したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 「異議なし」と認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4人とし。

胡内 郁治 君。

松本 正弘 君。

井上 雄三 君。

山口 圭司 君。

以上の方を推薦することに決定しました。

(松本議員 入場着席)

議長(森田 瞳) 松本議員に申し上げます。

農業委員議会推薦、4人朗読させていただきました。

4人全て「異議なし」と御承認いただきましたので、報告させていただきます。

議長(森田 瞳) 日程第3 「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が3名生じたため、町村議会議員から3名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第30条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することとします。

議長(森田 瞳) これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖 ・ 書記)

議長(森田 瞳) 只今の出席議員は10名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第29条第2項の規定により、2番 浅野 議員及び3番 植田 議員の2名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、立会人に 2 番 浅野議員 及び 3 番 植田議員を指名いたします。

議長（森田 瞳） 投票用紙を配付いたします。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

（投票用紙配付 ・ 事務局長）

議長（森田 瞳） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 配付漏れなしと認めます。

議長（森田 瞳） 投票箱を点検いたします。

（投票箱点検 ・ 事務局長）

議長（森田 瞳） 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号 1 番の議員より順次、投票をお願いいたします。

（議員順次 投票）

議長（森田 瞳） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 投票漏れなしと認めます。

議長（森田 瞳） 投票を終了いたします。

議長（森田 瞳） 開票を行います。

立会人に指名いたしました2番 浅野 議員及び3番 植田 議員の立会いを求めます。
お願いします。

（開票 立会人2名、事務局長）

議長（森田 瞳） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票でございます。

有効投票 10 票

無効投票 0 票でございました。

有効投票中

芝 和也 君 1 票でございます。

高岡 進 君 9 票でございます。

谷 完二 君 0 票でございます。

堀口 誠 君 0 票でございます。

以上のとおりでございます。

議長（森田 瞳） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開場 ・ 書記）

議長（森田 瞳） 只今の選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員
の選挙長へ報告いたします。

議長（森田 瞳）

日程第4 発議第1号：「震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書」、

日程第5 発議第2号：「津波対策推進法案の早期成立を求める意見書」及び

日程第6 発議第3号：「当面の電力需給対策に関する意見書」を一括議題といたします。
す。

議長（森田 瞳） 本案について趣旨説明を求めます。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 8 番、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8 番（山岡 敏） 8 番、山岡でございます。

只今議長から申されました、議員発議ということで述べさせていただきます。

発議第 1 号：震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

このことについては、別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 16 日提出

安堵町議会議員 山 岡 敏
中 本 幸 一

震災から復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

3 月 11 日に発生した東日本巨大地震・大津波被害から本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなる。わが国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災地に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながる。したがって一刻も早い復興に向けて更なる補正予算を編成し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考える。

しかしながら、菅直人総理は 5 月 16 日の衆議院予算委員会で、「拙速は気をつけなければならない」などと述べ、本格的な復興に向けた大規模な補正予算編成を 8 月下旬以降の臨時国会に先送りする方針を強くにじませている。こうした姿勢は一刻も早く復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災民の気持ちに背を向けるものであり、決して許されるものではない。

よって、政府及び国会におかれては、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、早期に第二次補正予算を編成し、国会の会期を延長してでも早期成立を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 16 日

奈良県安堵町議会

[提出先]

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	西岡武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
財務大臣	野田佳彦 殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎 殿
経済財政担当大臣	与謝野 馨 殿
内閣官房長官	枝野幸男 殿

以上宛てでございます。

.....

発議第 2 号：津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 16 日提出

安堵町議会議員 山 岡 敏
中 本 幸 一

津波対策推進法案の早期成立を求める意見書

今般の東日本大震災では想像以上の津波が発生し、大きな被害をもたらした。長い海岸線を有するわが国にとって、津波の被害は全ての国民にとって起こり得る災害であり、日頃からの備えによって被害を極小化することができる。

国会では平成 22 年の通常国会に、津波対策推進法案が議員立法により提出されたが、いまだに継続審議のままとなっている。同法案は「津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定める必要がある」として、平素の訓練を法律で定めようとするもので、国や地方自治体は、1. 津波に関する教育及び避難訓練の実施、2. 「津波避難施設」の指定など施設の整備、3. ハザードマップ（危険区域図）の作成などを通じ、想定される津波被害の周知、4. 津波対策について国際協力の推進一などを推進するよう列挙している。

東日本大震災による大きな津波被害を後世に伝え、津波から国民の生命・財産を守る決意を示すためにも、津波対策推進法案の早期成立は急務であり、今通常国会で成立を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 16 日

奈良県安堵町議会

[提出先]

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	西岡武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
財務大臣	野田佳彦 殿
国土交通大臣	大畠章宏 殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎 殿
防災担当大臣	松本 龍 殿
内閣官房長官	枝野幸男 殿

発議第 3 号：当面の電力需給対策に関する意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 16 日提出

安堵町議会議員 山 岡 敏
中 本 幸 一

当面の電力需給対策に関する意見書

3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力、東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた対策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給対策本部が 5 月に発表した対策では国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。よって政府及び国会におかれては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

1. 自家発電設備、太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。

2. LED 照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急を実施すること。
3. 稼動中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。
4. 電力需給のひっ迫が長期化することを踏まえた、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 16 日

奈良県安堵町議会

[提出先]

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	西岡武夫 殿
内閣総理大臣	菅 直人 殿
財務大臣	野田佳彦 殿
経済産業大臣	海江田万里 殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎 殿
内閣官房長官	枝野幸男 殿

以上でございますが、皆様方の御賛同よろしくお願いし終わります。

議長（森田 瞳） これより一括し、質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第 1 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより発議第2号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより発議第3号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員。

8番 山岡 敏 議員。

4番 中本 幸一 議員。

9番 田中 幹男 議員。

2番 浅野 勉 議員。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分といたします。

議長（森田 瞳） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番、福井です。

まず1番目に、職員採用についてということで。平成22年度の退職者数について。平成23年度の職員採用状況について。採用人数、職務等です。それと平成22年度退職者との人件費の比較について。それと日々雇用等から正職員採用はあるか。

2番目、保育園の保育料について。平成22年度の保育料の徴収状況について。保育料の徴収方法について。

3番目、小学校給食費について。平成22年度の給食費の徴収状況について。給食費の徴収方法について。以上3件であります。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

只今の福井議員の質問に、まずお答えいたします。

職員の採用の件についてでございますが。まず、平成 22 年度の退職者数についてでございますが。22 年度において退職された方は、正規職員においては 6 名、それに嘱託職員については 3 名、時間雇用職員につきましては 1 名がいます。

2 番目として、平成 23 年度の職員採用状況及び採用人数、職務等についてということでございますが。平成 23 年 4 月 1 日時点の職員採用状況につきましては、正規職員の採用はございません。嘱託職員につきましては 7 名、時間雇用職員について 8 名を採用いたしました。それらの職務につきましては、保健師 1 名、保育士が 1 名、講師が 1 名、他事務職等となっております。

3 点目でございますが。平成 22 年度退職者との人件費の比較ということでございますが。まず退職者数、正規職員・嘱託職員・時間雇用職員の退職者のこれらの人件費につきましては、4,621 万 8 千円、採用いたしました職員の人件費については、3,457 万 1 千円となっております。

4 点目でございますが。日々雇用等から正職員採用はあるかということでございますが。これらの方につきまして、正職員の採用はございません。

以上、職員の採用について答弁いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 日々雇用と臨時職員から、良い人材であれば私は正職員へと思っております。逆に新卒にあまりこだわる方が良くないような気がします。やはり、ある程度経験、社会勉強したような人の方が良い結果も出るのではないかと思います。

で、現時点の状況としまして、合併できない、してくれない状況の中で、やはり自分の町は自分達で守るというような意識を持てば、やはり町民、住民の中から採用ということも力を入れていった方が良いんじゃないかと思います。雇用問題、交通費等、住民税、災害時の対応。いつも言いますが、警報が出れば職員さん、夜中でも役場にかけつけて対応されるわけです。そういうようなことも含め、やはり住民の中から、特に今後採用していくのも 1 つの方法ではないかと思います。

男性職員さんで、結構、結婚してから町外へ住まれていくという方が結構多いです。そういう面、安堵町という会社に勤めて、税金だけ他町へ納めるというのもちょっと考えもんやないかなという面もあります。それだけ若い世代が住みつき、また他市町からも来てというには、やはり魅力ある町づくりということも必要になるんじゃないかなと思います。以上のようなことを考慮していただき、今後、24 年度以降の採用等にまた役立てていただけたらと思います。

1 番については以上です。

議長（森田 瞳） 続いてどうぞ。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） それでは御質問の、平成 22 年度におきます保育園の徴収状況につきまして報告させていただきます。

平成 22 年度の保育料の徴収状況につきましては、およそ 97 万円の滞納がございまして、収納率にいたしまして 96.86 パーセントでございます。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） 年間約 100 万の未払いということで、大体 3 人か 4 人ぐらいが常時払ってなかったらという計算と思われます。で、累積額もかなりのものになっていると思われますので、やはり今後、やはりその対策と言いますか、いろんな意味で方法を講じなければいけないと思います。で、今日は時間もあれなんですけど。次にちょっと、徴収方法の方ちょっとお聞きしたいと思います。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 徴収につきましては、原則全て口座振替にて行っております。引き落としの日に振替できなかった御家庭につきましては、毎月の初めに未納通知書を発送しております。で、その引き落とし不能が続く家庭につきましては、住民課の保育園担当者並びに私が直接保育園へ出向きまして、未納通知書の手渡し並びに累積保育料の支払方法等について保護者と話しをし、保育料を納入されるよう努めているところでございます。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10 番（福井保夫） その結果でもありますが、年間約 100 万ということですので、やはり今後、今日は時間もあれと思われませんが、やはり未払い者の分析と言いますか、年長者が多いのかとか、また徴収方法については、他の市町村等のいろんなことを参考にしながら、一度文教厚生委員会の方でちょっと協議というか、毎年ただここで、私も昨年 8 月に議員になりましたが、ただ言うだけで、集めてくださいと言うんでは進歩がないと思います。一度そういう細かい分析を委員会で協議しながら、今後に役立てていくということも必要やないかと思います。田中委員長もおられますので、ちょっと議会終われば一回検討していただきたいと思ってます。また、課長の方もよろしく願いたいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） もうその件はそんでよろしいですか。

10 番（福井保夫） はい。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

（中川教育長 登壇）

教育長（中川克己） 失礼いたします。

それでは、福井議員の 3 番目の質問にお答えを申し上げます。

平成 22 年度の給食費の徴収状況についてと、給食費の徴収方法についてでございますが。平成 22 年度の徴収状況でございますが。小学児童 314 名中、現在 1 件の御家庭を除いて全額年度内に納入をいただいております。残り 1 件につきましても 2 か月分を残すのみとなっております、近日中に納入をいただく手はずが整っております。納入状況については以上でございます。

徴収方法でございますが。数件の御家庭は現金での納入を希望されておりますので、現金で納入をいただいております。残りの御家庭につきましては、預貯金の口座より引き落としとして納入をいただいております。引き落としの期日に引き落とせないという件はですね、月にもよるわけですが、数件からですね 10 件以下の数で、これも担任の方から連絡をしてですね納入いただいているということで、ほぼ年度内、月内に納入をいただいていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） ほぼ、ほとんど払われとるということですんで、いろんな方法等、他の市町村、いろんなことも、先程の保育料もそうですが、やはりいろんな検討を重ねていって、やはり納めない人、そらいろんな理由があるかもしれませんが、やっぱり正直者が馬鹿を見ないようにしていかないと私は駄目だと思っております。でまあ教育長。もし中学校、給食になるようでしたら、この問題は問題ないですよ。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 給食費の徴収についてはですね、小学校と同様の形でですね当然進んでいくものだろうと思います。中学校が給食実施された場合の家庭のことですけれども、同様の形でですね徴収ができるのではないかなというふうに思っております。
以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 議員さんのメンバーも替わり、いろんな意味で新しい議会にしていかなければと思っております。で、諸問題あればやはりもっと委員会を開いて、やはりいろんな原因等、いろんなものを突き詰めていきながら、やはり住民の方々に納得してもらえようような報告ができるように今後していかなければと思っております。そういう議会を作っていきたいと思います。
以上で私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 今、福井議員の質問の中で、文教厚生委員会等についての色々の意義、今後押し進めていきたいという要望もございますので、田中委員長、今後におきまして委員会の開催等についてよろしくお願いいたしまして福井議員の質問を終わります。

.....

議長（森田 瞳） 続いて8番、山岡議員の一般質問を許します。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 8番、山岡議員。

（山岡議員 登壇）

8番（山岡 敏） 8番、山岡でございます。

私の一般質問は、「旧隣保館東側の水路に関すること」ということでございます。

質問書にあんまり詳しいことは書いてございませんが、旧隣保館の前面道路の側溝を流れている水路に、登校する児童が落ちるということを聞いております。これらについて行政側が場所をちゃんと把握されておるのか、そういうことから質問させていただきますので、自席で質問させていただきますので、担当課長よろしくお願いします。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

（中川教育長 登壇）

教育長（中川克己） 山岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

保護者からですね、立哨指導、交通安全の立哨指導中に保護者からその件についてはお聞きをしたことがございます。直に現場に行きましてですね安全確認を行いました。

私ども教育の場の者としては第一にですね、安全に注意をしてしっかりこう前を向いて、自分の安全は自分の力で守るというそういう力を子ども達に年齢に応じてつけさせていくという指導面での対応を考えていきたいというふうに思っております。またですね、役場の関係課とも協議を行って、安全対策を考え対応をしていきたい、こんなふうに考えているところです。

以上でございます。

8番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8番（山岡 敏） まだこれからどういう形でされるかということを質問する前に、殆どこう簡略的な答えでございますけれども。まず僕がお聞きしたいのは、今の僕等が質問させてい

ただく場所は御存知ですね、その水路の関係については。その場で答えてください、結構です。

教育長（中川克己） あ、当然知っております。あ、すいません、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

教育長（中川克己） 先程もお話させていただきましたようにですね。私ら直に現場に行っ
てですね、安全確認行っておりますので、良く知っております。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） それでは場所等もおわかりだということでございますので。

これは東安堵の方の住民の方から、ちょっとこういう声を聞きまして調べた結果、昨年十数名落ちてるわけですね。で、私現地も見に行きました。確かに車道と歩道ですね、これの境界線は白線一本なんですね。でそのまま水道局の前を通過して、交番署の前を通過して小学校へ行っていると。ところが、確かに 2 列でずーっとその歩道内を歩いて来た時にですね、ちょっとでもよそ見してたら急にそこからパツともう 50 c m 位になるわけです。1 人しか通れんようになる。そらよそ見してたら前落ちますわ。確かにもう住民の方が何人かも落ちてずぶ濡れになってそのまま帰らしたと。勿論、保護者ついておられるんですけども、そのわからん場合もあると。一遍落ちた子は 2 回目気を付けるであろう。だからその、何故あそこだけ、約 1 m、幅にして約 80 c m、暗渠が取られているのか、その理由をまず説明してください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 道路管理また水路管理の担当課としてお答えさせていただきたいと思います。今の形になりましたのは恐らく、昭和 53 年、54 年頃に今の形としてでき上がった道路形態となっておると思うんですけども。水路高と道路高との関係もあって床判が作りにくかったということと、前後の床判部分の長さによりまして、管理上開けておかれたのではないかと考えられます。

以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 今、古川課長おっしゃったように、多分何か理由があって開けておられると思うんですね。しかし現実には、そういうように児童が落ちてるということを、先程教育長がある程度把握してるとおっしゃってましたけれども。僕は他に理由がないのかと。何故あっただけ暗渠にしなかったのか、その理由をちょっとまず説明してもらって、次の質問に入りたいと思いますのでよろしく。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） ちょっと待ってください。

山岡議員の今のこの質問については、通学路ということに関しての教育長との質問と違いますの。だから、道路の補修部分についての質問というのはこの、それであれば議論から外れますので、ちょっとそののとこ分けてください。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

8 番（山岡 敏） 僕が今質問させてもうてるこれについては、あくまでもその水路に落ちてることに対しての質問してるわけですね。それに対してその今おっしゃってるような、担当課が何処になるのか知らないけれども道路関係のことをおっしゃってる。で、僕が言うてるのは水路。何故暗渠を取ってるんだと。その場所をね。それで僕は質問してる筈なんです。道路の幅どうのとか道路とかどうの言うことの質問今してませんわな。

議長（森田 瞳） ちょっとお待ちください。

8 番（山岡 敏） はい。

議長（森田 瞳） そしたら教育委員会の通学路の分と一端外します。こちらへどうぞ。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

8 番（山岡 敏） そしたらその、落ちる原因が僕らは知りたいわけですね。

それともう 1 点は、何故暗渠にしないんだと、何か理由がある筈なんですね。その場所を、なんかこう下水が落ちてくる水を見なあかんとかね。と言うのは急に、ずーっと 1m 弱の幅の所からポツとなくなるわけですね、するとよそ見してたらどうしてもその水路に落ってしまうと。だからそれについて「何故開けてるんだ」という理由と、当然極端に言うたら、農業組合との絡みで下水のあれを調査せなあかんからそこだけ暗渠にしなかったんだとか、その理由をまず 1 点聞きたいと思いますのでよろしく。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 先程も申しましたが、昭和 53 年、54 年頃の構造物でございまして、その当時どういう理由で開けておられたかというのは、現在におきましてはわからない部分がございます。考えられるのは、水路の管理上開けておられたのか、道路と宅地との高さの関係で床判が作りにくかったのかというようなことが考えられますが、それも想像でしかございませんので、以上です。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 結論的に言うならばですね今後の対策ですね。そのまま置いとくのか、それとも、極端に言うたら、暗渠にしたら農業関係とかいろんな問題が生じると。そうすれば網状にするとかね、取り外しが出来るようにするとか落ちない対策。そういうような考えておられませんか、その点よろしく。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 昨年に、十数名の児童が落ちられたというのを今初めてお伺いしまして、そういう多数の児童が何らかの要因で落ちたということであれば、現地も確認は私どもさせてもらっておりますので、また関係者と協議したうえで対策はしたいと思っております。

8 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

8 番（山岡 敏） 確かに早急に結論を出せ言うんは非常に難しいだろうと思います。ただ、状況を把握してもらって、現実には落ちた方が僕に訴えられてるということは事実なんですね。ですから僕も現地にも行きました。確かによそ見してたら落ちます。但し、1 列になっておればいいんだけど、急にパッと狭くなってますからね。だからできたらそういう、大きな怪我がないから把握されてないんじゃないかってね、起きてからじゃ遅いんですね。確かにそらすと落ちりゃ、上手く落ちりゃそら大きな怪我にならないけれども。もしつまずいて頭からでもいったらこれはもう大分深いですからね大きな怪我になる。やっぱりそういうことを考えていただいてですね。もし水利組合、農業組合ととか何らかの理由があってあこだけ開けてるんであればね、話しおうていただいてふさいで通れるようにしてあげないと、またこれから落ちていく可能性もあり得るわけですね。だから蓋できないんやったら網状の鉄板ですとか色々対策があると思います。よろしく対策を練っていただいて、子どもが落ちないようにお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（森田 瞳） これで、8 番、山岡議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて 4 番、中本議員の一般質問を許します。

4 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中本議員。

（中本議員 登壇）

4 番（中本幸一） 1 番、「コミュニティバス事業について」お尋ねいたします。

昨年秋の終わりから暮れにかけて、町内の各大字で行われましたタウンミーティングでも要望の多かった項目の 1 つでありますコミュニティバスの運行についてであります。皆様もよく御存知のとおり、過去においては奈良交通の JR の法隆寺駅と近鉄平端駅間、近鉄高田駅と近鉄平端駅間、そして JR 法隆寺駅と近鉄高田駅間・近鉄結崎駅間、それに

加えて国道 25 号線の系統などがあり、住民にとって結構便利の良いものであったと記憶しております。その後、新しく開設されたかしの木台線の 1 路線と国道 25 号線の系統を除きすべて撤退が行われ、今は公共交通の空白地域となっています。このような状態は高齢化が進む中で、私の住んでいます窪田地区においても深刻な問題であります。そして、他の地区も同じことであると思われます。また別の視点からも、就業のため、観光のため、安堵町へ来訪される方々にとっても不便極まりないものであります。町内外への交通アクセスの確保、取り分け近鉄線との連絡は町の発展と活性化のために緊急の課題でありますので、この事業の進捗状況について担当課長にお尋ねいたします。

次に 2 番、「平城遷都 1300 年祭後の町おこしについて」お尋ねいたします。

平成 22 年は奈良県にとって平城遷都 1300 年の記念すべき年であり、平城宮跡をメイン会場としながら県下各地で記念行事が展開され、大変な賑わいがあり、全国からの注目を浴び、奈良県にとって有意義な年であったと思います。私たちの安堵町も平成 21 年度と今般の 22 年度の 2 ヶ年にわたり住民の方々の積極的な参画の基に、記念シンポジウムや安燈会等の多彩な催しが行われ、町内全体が活気に満ち溢れた年であったと認識いたしております。ボランティア精神も高まり、良い意味での今後の町づくりの方向性を示唆できたのではないかと考えています。そこで今後の安堵町の活性化や発展のために、この取り組みを一過性に終わらせたくないとの思いから、町としては今後どのように考えておられるのか、担当課長にお尋ねいたします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） それでは今の中本議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず 1 つ目、コミュニティバス事業の進捗状況ということについてお答えさせていただきます。この件につきましては、先の第 1 回 3 月定例議会において答弁いたしましたが、住み良い町や、安心・安全のための町づくり、また、交流人口を増やし、町の活性化を促進するためにも、公共交通の確保は絶対必要であると考えております。そのために安堵町地域公共交通会議協議会を 3 月 2 日に立ち上げました。その後の経過ということですが、まず地域公共交通活性化及び再生に関する法律というものが平成 19 年 5 月公布ということで、その第 4 条におきましてですね、公共交通活性化及び再生に関してでは、国、県、市町村ですね、それから公共交通事業者等が取り組む努力義務を明記いたしております。その目的達成のために国は補助金交付要綱を定めておるところでございますが、本町といたしましてもこの補助金を活用するために、年度末にですね、新しく地域公共交通確保維持改善事業補助要綱というものが策定ということで、それを待ってですね、補助金対

応するように奈良運輸支局から指導がございました。そしてですね、その後、補助金の適応を得るためにですね、奈良運輸支局と再三再四協議を重ねてまいりましたが、残念ながら結果的にはですね、5月24日になるわけですが、補助対象としては非常に厳しいものであるということが判明いたしました。したがって今後はですね、町単独の経費で対応すべきものという判断のもとですねその遅れを取り戻すべく、この議会初日に調査費につきまして補正予算を上程し、御可決いただいたところでございます。

今後はですね、作業の迅速化に努めまして、具体化に向けまして取り組んでまいりたいというふうに思っています。いずれにいたしましても、法的には道路運送法等の諸規定に従わないとこれはいけませんので、ある一定のプロセスと期間というものは必要になってくるかと思います。住民の方々に対しまして利便性の向上につきましてですね今後工夫してまいりたいというふうに考えております。

以上、1点目について答弁させていただきました。

2点目、引き続きまして私の方からお答えさせていただきたいと思います。平城遷都1300年、平成21年、22年と2ヶ年にわたってやったわけでございます。大変な賑わいでもございました。この平城遷都1300年記念事業に関しましては、住民の皆様の積極的な取り組みをいただき、非常に感謝をいたしております。計画当初からですね持続可能ということ。また交流人口の増加が図れるイベントにしていきたいという思いがありましたので、企画の段階からですね、住民の方主導ということで、創意工夫を凝らした取り組みを行っていただきました。安堵町の灯芯からくる明かりをテーマとして、安堵町の歴史探訪、観光、交流等を盛り込んだ実施計画を策定していただき、そのもと行事が展開され、町内はかつてない活気付くものとなったところでございます。このようにですね、企画立案から実施まで住民の方主導でしていただいた、このことが大事でありましてですね、この住民主導の新体制がまた整備されましてですね、町おこしの今後の手法、内容、それらをですね具体化していくべきではというふうに考えております。実現に向けて議員皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして私の答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

決算審査

4番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中本議員。

4番（中本幸一） 今の説明で、1番、2番良くわかりましたので、ありがとうございます。

今後よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これで、4番、中本議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番、田中幹男でございます。

私は2点質問をさせていただきます。

1つ目は「防災対策」であります。2つ目に「国民健康保険税」について質問をさせていただきます。

まず1番目の防災対策についてでありますけども。今般、3月11日に東日本大震災という国難ともいべき大災害が起こっております。改めて自治体の持つ防災対策が問われているのではないかと考えております。奈良県は比較的災害には縁遠いというか、台風も遭いませんし、地震も少ない土地であります。そういう土地だからこそ奈良に都ができたんだというふうに私は考えておりますけども。しかしながら奈良県にも、例えば地震なんか、断層も7つ、8つとあります。過去には大きな被害も受けております。

1つは地震対策。2つ目に大雨といいますか。大和川の水が一杯になって岡崎川の水門を閉めないといけないという2つの大きな災害が考えられます。

そこで私は、安堵町の防災対策についてお聞きをいたします。

まず1つ目ですけども。安堵町では早くから小学校や中学校、そして公共の建物の耐震化は県下でも一番早く100%耐震化されていると聞いております。まず1点として、どの程度の地震に耐えられるのかお聞きしたいと思います。

2番目です。指定避難場所として7箇所が指定をされております。電柱に「この避難所はどこです」というのは各大字に張られておりますけども、見たところ7箇所あるんですが、4箇所しか指定をされておられません。何故なのかお聞きをしたいと思います。

それから3つ目、高齢者や障害者を避難させるというか、援助して避難をしてもらうという対策はどう考えられておられるのか、お聞きしたいと思います。

4つ目、7箇所の指定避難場所で、保育園だけ障害者トイレが設置がされておられません。私は是非とも必要だと考えますが、何故なのでしょうでしょうかお答えをお願いします。

それから今回の地震で、各自治体の強さ、弱さと言いますか、そういうものが災害救助の上でも非常に大きく左右をしております。先程述べました耐震化というハード面だけでなく、地域のコミュニティといいますか。福祉や医療、介護、子育て支援、高齢者の見守り活動とのネットワーク作りが何としても必要だと今回の地震を通じて感じております。

また6番目として、今回の震災によって役場や消防署等の公共の建物が流され、多くの職員が亡くなり、復興が遅れている地域もたくさんあります。私は役場職員の持つ力量の

大きさといいますか、違いが復興の上で決定的な役割を果たすと考えます。そういう意味において安堵町でも非正規の職員も3割近くとなっております。こういう問題を含めて役場職員の力を大きくしていく必要があるのではないかと思います。大体防災対策についてはその6点をお聞きをしたいと思います。

次に国保の問題であります。

これも皆さん御存知のように各町で大変苦勞をしている問題です。安堵町でも21年度は5,000万円の赤字。昨年度も6,000万円を超える赤字であり、構造的な問題となっております。なかなか小さな町だけでは解決できない問題だろうというふうに思います。

1つには、この間、国庫補助が一時から比べますと半分以上に落っこっているわけですね。これが最大の原因になっております。1つの解決策として、当然保険税の値上げが考えられ、また一般会計からの繰入れが考えられるわけです。今後、町としてどういうふうにし立てを考えられておられるのか。

そして2つ目に今、県単位の広域連合への考え方が示されておりますけれども、どう考えられてるのか、お聞きをしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

（中野総務課長 登壇）

総務課長（中野彰宏） 失礼します。

只今の田中議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず防災対策についてということでございますが。質問のありました施設ですね、これがどの程度の震度に耐えうるかということでございますが、耐震基準というのがございます。それらは構造的に色々違います。木造しかり、鉄筋コンクリートしかりというふうになっております。鉄筋コンクリート関係、非木造と言われるものに関しましては、技術的なところから説明ということになりますので、これちょっと詳しくはここでは申すことはできないということでございますが、はっきり今、震度どの程度耐えうるかということについては、木造についての耐震基準というのは明確に国の方から出されております。これにつきましては国の基準とする震度6強程度の地震に対しては対応できるというふうに出しておりますので、各施設につきましてですね分かりやすく言いますと、震度6強程度については施設は対応できるというふうを考えております。

次に2点目でございますが。広域の避難所ということで今、電柱に貼り付けておる表示板、これが4箇所あるわけでございますが。この4箇所につきましてはですね、町の行政から避難勧告、避難指示が直ちに出不いというふうな予期せぬ未曾有の災害が起こった時、住民の皆様方がですね、速やかに自主的に避難できるように目安として掲示している

ものでございます。7 箇所の収容避難所っていうのは防災計画にも載ってるわけですけども、これにつきましては、通常避難勧告の発令できる場合についてはですね、今言いました 7 箇所の収容施設ですね、これは防災マップ及びハザードマップに記載してるところでございしますが、これを基に適切な避難所にですね誘導いたしたいと考えております。

次に 3 点目でございますが。弱者の避難援助ということについてどのように考えてるかということでございますが、身体障害者、高齢者等弱者につきましてはですね、常日頃、民生委員さん等の協力を得てですね、高齢者在宅調査表というのを作成いたしております。独居だけではなく昼間の独居に対してもですね極め細やかに把握し、有事に備えております。

それから、4 番目でございますが。7 箇所の内、保育所だけ障害者トイレが設置してないのではないかとということでございますが、障害者トイレ、保育所については設置しております。

それから、5 番目でございますが。自治体の強さ云々ということで、日頃から地域に対して、地域のコミュニティが大事ではないかとということでございますが、災害の発生時、この初期にはですね、やはり公的援助というのは機能しないわけでございます。これは先の阪神大震災、また今の東日本大震災でも明らかでございます。災害発生時にはですね、自助・共助ということでございますが、地域の自主防災組織ですねこれが、この充実が大事だというふうに考えております。

先般ですね、5 月 20 日でございますが、これは各地区の自治会の皆様におきましてですね、安堵町において防災防犯推進協議会というのが立ち上がりました。この協議会を核としてですね、この各地域の自主防災というものをこの組織でですね強化を図って参りたいというふうに考えております。

また最後、6 点目でございますが。復興支援の役割、役場職員の力ということでございますが。この辺の認識はですね、もう重々に役場職員も感じておるところでございます。阪神大震災においては、かなりの職員も多数派遣いたしました。また、今回につきましてもですね、気持ちは東北の方へ行きたいという職員がですね非常に多いということで、いろんな諸事情によりましてですね、今のところ職員の派遣はいたしておりませんが、今後そういう身分等の整理ができましたらですね、行く者が、「私はどうしても行きたいんや」というふうな者がおりましたらですね、その方は検討していきたいと。また震災につきましても日常からのこの経験っていうんですか、知識っちゅうのは大事かと思っております。緊張を持ってですね、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 1 番の耐震基準については、一応 6 強まで耐えられるということですので、更に努力してほしいと思います。

2 番目の指定避難場所ですけども。一応緊急に、役場の指示もない緊急の災害に対処するため 4 箇所決めたということでもありますけども。例えば、この体育館なんか炊事の設備はないんだろうっていうふうに思うんですが、この辺はどんなふうに考えられておられますか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 炊事でございますか。

9 番（田中幹男） はい。

総務課長（中野彰宏） これについては体育館の方にあると認識しておりますがいかがでしょうか、失礼します。

9 番（田中幹男） えーと、この 4 箇所…。

議長（森田 瞳） 田中議員、手を挙げてください。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、質問を許します。

9 番（田中幹男） 例えば笠目なんかでいうと小学校になってるわけですね。で小学校はかなり、一番多いのかな、一番多いんですね。岡崎、笠目、若草、柿の里、南方、これ小学校なんですね。かなりの人数を占めてるんですけども。例えば笠目の、特に富雄川の向こう側なんかはいかるがホールの方が圧倒的に近いですね。桃源住宅なんか目の前ですからね。そういう協力も是非考えられた方が良いのではないかというふうに思うんです。向こうから小学校までかなりありますよこれね、端っこから見ますと。その辺はどんなふうに考えられておられるのかお聞きしたいと思います。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員の質問の 6 項目というのは私の手元には届いてないんですけど、ど

ういう把握なんですか。6 項目という項目。総務課長と話しをしてますけれども、私のところへ 6 項目の内容届いてないですよ、総務課長ちゃんと受けてますか、6 項目の内容の部分、自分で分析して答えたはるわけ、分析して。

総務課長（中野彰宏） はい、そうです。

議長（森田 瞳） 今後、一般質問通告書の中で、今 6 項目の内容のことであんねんやったらし
っかりとここに通告してください。整理の都合上で、それでもって準備進めていただく
ということで、これからお願いいたします。

はい、どうぞ。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

今の質問でございしますが、笠目の方につきましてはいかるがホールが近いということで
ございしますが。これ急きょ、震災とかいつ起こるかわかりません。急にということでござ
いますので、これにつきましてはですね、いかるがホールに一時的に行くということにつ
いてもですね、斑鳩町役場の方に確認はいたしております。ただですね、やはり収容人数
の問題とかありますので、一時的ではなくそのまま長期的云々に続く場合はですね、やは
り町内の決められた施設の方に移っていただくと、このようになるかと思います。

以上でございします。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 一応収容人数でいきますと、合計これ 8,400 人になるんですね。ですから十
分足りてるってことになるんでしょうけどもね。そういう場合にやっぱり応用が非常
に大事なんでね。今回の震災でも、自分達でやっぱりこう避難の仕方とか道なんかも決め
て助かってる人沢山おられるわけですね。で、そういうやっぱり原則は原則で当然あるべ
きものだと思いますけども、そういう応用含めてね是非考えていただきたいなというふう
に思います。

それからやはり今回特に私感じておるのは、地域のコミュニティの有り方って言います
かね、やっぱりそこが凄く大きいわけですね。で、なかなか今、そういう地域のコミュニ
ティが昔から見ますと大変薄れてきております。そういうことでこれから当然そういう観
点に重要視していく必要があるわけですけども。さっきの弱者をどう避難させるかとい
う点でも、この民生委員とか、社協とか包括支援センターの人達だけで本当にできるのか
っていう問題もあります。そういう点も含めて、やはり自治会っていうかね、やっぱり地
域のコミュニティが非常に重要になってるっていうふうに思いますので、是非その辺を今後

の施策に生かしていただくようお願いしたいと思います。1 つ目の防災対策について終わります。

次に国保ですけども。この 1、2 年大変な感じの状態に我が町の…。

住民課長（堀口善友） ちょっとすいません。

議長（森田 瞳） 答弁ですか。

住民課長（堀口善友） はい。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長、答弁願います。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 先程の田中議員の国民健康保険についての御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険の運営につきましては、県下市町村のみならず全国的に非常に困難を極めております。安堵町におきましてはその運営には苦慮しているところでございます。収支のバランスを図るため、地方自治法における繰上充用制度をもつての対応を余儀なくされております。先生おっしゃるように、昨年、一昨年度 5,158 万 6 千円の赤字。また昨年 22 年度におきまして、歳入不足が 6,876 万 2 千円の専決補正予算を御承認いただきましたが、これは 5,100 万と 6,800 万を足すのではなく、22 年度の単年度で言いますと、6,800 万から一昨年の 5,100 万を引くという計算をしていただきたいと思います。したがって平成 22 年度の単年度におきましては、1,700 万円の赤字と改善されております。しかしながら歳入不足であることには間違いございません。

先生おっしゃったように、国庫、国費の大きな落ち込みが主な原因でございます。これを補うために先生御指摘の国保料の値上げ、一般会計の繰入れ等いろんな方法があるかと思いますが、国保税をさわるのは今の時期的にはまだ尚早かなと考えております。また一般会計の繰入れも今の財政から見たらちょっと難しい。国保財政だけで何とか 22 年度頑張って縮減したように、23 年度も頑張っていきたいと考えております。また国におきましても、現在の国保会計は構造的な赤字体質でございまして、国保の一元化、つまり都道府県単位での統合を検討されているところでございます。これにつきまして、まだ何年度ということは答えることができませんが、こうした動きも視野に入れ、本町といたしましては、適正な徴収による保険税の確保、また後発医薬品の普及促進、特定検診の受診率の嵩上げ等により医療費の縮減を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

9 番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 1 つ大変厳しい状況なっておりますけども。そして今、後期高齢者と同じく県単位での広域連合が考えられておるわけですけども。私もこないだまでは「規模を大きくしたら保険料が安くなるんじゃないかな」と、こういう考え方もしておりましたけども。今考えられていることは、一般会計からの繰入れを止めるっていうことが出されておりますよね。広域に移ると同時に値上げっていう問題があります。下がることは絶対ありません。これが今考えておるわけです。そういう点からしますとね、やはり基本的な解決ってのは、国庫の補助を増やすっていうこと意外にないんだろうというふうに思います。それは県でも同じです。県でも 1 銭も今出ておりませんよね補助が。一時には出てましたけども今 0 になってるという状況の中で、県や国の援助を求めていくしか道はないんだろうというふうに私は思います。その点いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） その件につきましては当然先生のおっしゃるとおり、県としても国費を充てにしておるのが当然でございます。値上げといいますか、今のところの状況は、取れるところから取ればいいというそういう状況だと当然御存知だと思います。でも一元化された場合には、これは全国的な話でございますので、国民皆保険という制度を維持するためには、やはり改めて国費の投入も私も望むところでございますし、また先生におかれましても、一政治家として働きかけていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 私にとっても行政側にとっても大変悩ましい問題だというふうに思っているんです。やっぱり納める側からすりゃ、もうこれ以上上がったら実際に納められないというのが実態なんだというふうに思うんですよね。ですから、どうしたら良いかっていうのもなかなか、こういうちっちゃな自治体で解決するというのは難しいことだろうというふうに思いますけれども。これからお互いに勉強し、切磋琢磨して町民のためになるように努力をしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

議長（森田 瞳） これで 9 番田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて 2 番、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 2 番、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 2 番の浅野勉でございます。

まず今回 2 点の質問をよろしくお願ひしたいと思います。

まず 1 点目につきまして、小泉苑の溢水問題についてということをお願い申し上げます。

現在小泉苑におきまして、大雨の際には町道が広範囲にわたり冠水し、その冠水の水位は住民の歩行及び通行困難を招いているばかりでなく、緊急自動車の通行をも阻む程度にまで水位が上昇することが多々あります。

産業建設課の方では、数年前からコンサルタントを介して調査をしていただきました。その調査結果の報告及び今後の溢水対策についての展望をお聞かせ願ひたく思います。

2 点目につきまして、安堵中学校における健康教育の推進についてお願ひしたいと思います。

中学校学習指導要領第 1 章、総則、教育課程編成の一般方針の中に、「特に学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育の時間はもとより、技術、家庭科、特別活動などにおいても、それぞれの特質に応じて適切に行うように努めることとする。また、生涯を通じて健康、安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるように配慮しなければならない。」と示されております。安堵中学校における給食実施についての見解をお聞かせいただきたく質問を申し上げます。

以上よろしくお願ひいたします。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川産業建設課長。

(古川産業建設課長 登壇)

産業建設課長（古川秀彦） それでは、小泉苑地区の浸水対策にかかる調査報告及び今後の対策についてお答えさせていただきます。

まず昨年 3 月に完了いたしました浸水対策基礎調査についてですが、約 2 か月間の雨量調査の結果、時間雨量 20 ミリ以上になりますと団地北部の道路側溝水路が溢れ、時間 40 ミリに達しますと住宅地の約 20 パーセントの道路側溝が能力不足となり、50 ミリ以上の雨量になれば 50 パーセントの道路が冠水する状況となっているという報告になっております。対策についてですが、調査結果によりますと。例えば大和郡山市側水路へ接続している 5 箇所の水路の断面を大きくすることにより、過去の雨量実績から浸水回数を 3 分の 1 にすることができます。しかしながらそのためには下流の大和郡山市椎木の水利組合の同意が必要となります。また、全ての雨量に対応するためには、溢れ出した水を住宅地内で一旦溜め、強制的にポンプ排水を行う必要があります。この場合でも水利組合の同意が必要となり、過去の事案から判断いたしますと同意は困難なものでございます。また費用も約 6 億 6,000 万円が必要となりますが、この工事は何分にも大和郡山市の領域内に大きな影響を及ぼすことから、早急な対応には至らず、大変申し訳ない思いであります。

奈良県におきましても本年 1 月、奈良県土木部が事務局となり岡崎川流域における流域対策推進協議会を立ち上げ、安堵町、大和郡山市、県土木部、農林部並びに大和川河川事務所が連携、協力しながら対策を行っていかうとの協議会を発足させてくれました。今回の基礎調査以外の対策方法も、今後、他市町村の対策事例や、専門家の知恵も活用し、検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2 番（浅野 勉） ありがとうございます。

現在、小泉苑の溢水問題につきましては、長年にわたり我々地域住民にとりましても、命と暮らしを守る懸案事項として自治会で取り組んでいるところであります。

今現在、産業建設課の御配慮によりまして、苑内各所の危険な U 字溝の改修に当たってもらっております。その U 字溝の改修もその溢水対策には効果があるのではないかなというところで、我々住民の方も随分と喜んでおります。

それと、昨年度におきまして大雨の際に、現古川課長に現場の調査に来ていただきました。本当に我々住民にとりましても嬉しく思っております。その当時ゴム長靴の高さを超える水位の上昇があったことを確認いただきました。実地検分に来ていただきましたこと

に、心から感謝を申し上げたいと思います。今後とも現地をまず見ていただくということをお願い申し上げたいと思っております。

今御報告ありましたように、今後とも実現可能な対策に向けてのご検討をいただきたくお願い申し上げまして1点目の質問を終わります。ありがとうございました。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中川教育長。

（中川教育長 登壇）

教育長（中川克己） それでは浅野議員の2点目の御質問についてお答えを申し上げます。

安堵中学校における健康教育の推進ということでございますが。先生御指摘のとおりですね、平成24年度、来年度から完全実施になります中学校学習指導要領の総則の中にですね、「教育課程を編成する上でこのような配慮を行って教育課程を編成しなさい。」ということが明記されておりますことは先生の御指摘のとおりでございます。中学校におきましては、これらの食育の推進、体力の向上という部分につきましては従前より力を注いで教育課程を編成し、その活動に努めているところでございます。

中学校の給食についてでございますが、従来から申し上げますとおり、発達段階から考えまして、食事の量や味の好み、そういった個人差が中学生ともなりますと顕著になってまいります。そうなりますと同じ物を同じ味付けの同じ調理をされたものを同じ量だけ食べるという給食よりも、弁当による昼食がより望ましいのではないかというふうに教育委員会としては考えておりますが、保護者の皆様からの要望もありますので、現在中学校のPTAに対しまして、給食の実施についてご検討いただくようお願いをしておりますところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2番（浅野 勉） 安堵中学校におかれましては、本年で創立64年を迎え、沿革史を紐解きますと、これまで奈良県健康教育推進校、優秀校に指定されております。その後、生徒指導総合推進校、道徳教育推進事業推進校などの指定を受けるなど、輝かしい実績を収めてこられました。今般、文部科学省は新しい学習指導要領を提示し、全国の公立学校においてその完全実施を願っているところであります。今、教育長先生からお話のあったとおりです。それで私どもが考えております健康教育といいますのは、まず保健教育、安全教育、

給食指導の3本柱を展開することが重要だということで文科省は勧めております。

もう1つ、学校給食とは単にランチフードサービスを提供することではなく、今学習指導要領でうたわれておりますように、特別活動の授業の一環として位置付けられております。また他の教科、社会、理科、保健、家庭科等との関連も多々あります。

これは以前のことですけども、アメリカの史学家 ウィリアムス・カリムスという方が日本の学校給食に参加されました。そのとき「日本の学校給食には道徳的な意義がある」という称賛の言葉を残して帰国されました。今後中学校におかれましても、給食を実施されるという方向を位置付けていただきたく思いますし、安堵町の地域産業に関わりましても、地域で採れた安全で安心のできる食材の提供により、地場産業の活性化にも繋がっていけることが可能になると私自身思っております。

今後、学校給食の実現に向けて教育課程の改定、これは安堵中学の授業時間の改定等も含んでおります。そして施設、設備の改修等の課題があることとは思われます。

近い将来に生徒の健康を願い、学校給食と言いますのは管理栄養士が作成した献立をもとに安全な食材を使って調理された温かい給食が運ばれ、五感を活かした環境で会食をしている生徒たちの姿を思い浮かべております。その実現に向けて今後御検討いただけるようによろしくお願い申し上げまして本日の質問といたします。

どうもありがとうございました。

議長（森田 瞳） 今浅野議員の後の分の、学校での給食のことに関わってでございますが。これも先程福井議員のおっしゃっていた文教厚生常任委員会等の委員会をですね、今後活用していただいて、そこで熟慮していただくということで、また1つ御審議を賜ればいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これで一般質問を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第8：「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元にお配りいたしましたとおり、平成23年7月15日、奈良県北葛城郡王寺町に赴き、王寺町が取り組む治水対策についての視察研修を実施することにしたと思います。このことにつきましては皆さん方のお手元に表題がございますとおり、安堵町の治水対策、長年の課題でございます。安全で安心して暮らせる町づくりにもかかすことのできない治水事業を推進するためにも、王寺町が整備された雨水の貯留施設等を視察研修するものでございます。これは安堵町議会議員全員がですね一同になりまして、まず議員の派遣という形でもって研修を行いたいと思っておりますので、なにとぞよろし

くお願いしたいと。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元にお配りいたしましたとおりに決定しました。

議長(森田 瞳) 日程第9:「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長(森田 瞳) お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長(森田 瞳) 日程第10:「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

議長(森田 瞳) 行政からございますか。

総務課長(中野彰宏) はい、議長。

議長(森田 瞳) 中野総務課長。

総務課長(中野彰宏) 失礼します。

消防の方から 2 点報告させていただきます。

本年 9 月 11 日、日曜日でございますが。午前 9 時より第 6 回生駒郡総合防災訓練が本町安堵中央公園多目的グラウンドで開催されます。よろしくお願いします。

それともう 1 点でございますが、10 月 19 日、水曜日でございますが。横浜市において第 20 回全国女性操法大会が行われます。これに奈良県消防協会生駒南支部が出場いたします。本町より 2 名の女性職員が出場いたします。7 月 31 日日曜日、結団式を行いですね、それ以後、安堵中央公園駐車場におきまして訓練を開始していきますので、また応援のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 町長の方から何かございませんか。

よろしいですか。

議長（森田 瞳） これで諸般の報告を終わります。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 23 年 第 2 回 安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

午前 11 時 54 分
